



三津浜地区まちづくり協議会

事業計画書

目 次

1. みがき甲斐あり！三津浜の「お宝」たち
2. 追い風となる「三津の朝市活性化」と「三津浜の観光開発」三津浜を取り巻く環境
3. 三津浜地区のコミュニティの現況
4. まちづくり協議会設立の経緯・組織図
5. こうしたい・こうなってほしい三津浜
6. 目標に向かって～重点的な取り組み
広報部・まちおこし部・安心安全部・福祉部

＝資料編＝

7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して
8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター
9. 地域住民アンケート調査結果

はじめに



古くから栄えてきた三津浜は、「今」、活気を失いつつあります。

昔は、旧市内の方を“お粥腹”と呼んでそのひ弱さを笑い、自分たちの頑丈さを自負する気風が漂っていました。

わたしたち「三津浜地区まちづくり協議会」は、こうした気風を取り戻すべく、“みつはま”のまちづくりに取り組んでいます。

これまでのまちづくりは、国・県・市が解決に当たってきましたが、昨今ますます、少子高齢化、生活様式の多様化、不況と社会情勢の変化が目まぐるしく、住民の要望に行政は応えきれなくなってきました。

松山市においても、平成21年4月に「松山市地域におけるまちづくり条例」が制定され、次のように書かれています。

- 本格的な分権時代を迎え、松山市が魅力ある地域づくりを進めていくために、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことが大切です。
- 地域住民自らが、自己決定、自己責任によってまちづくりを行います。
- 市は可能な限り、権限・財源・責任を地域にお渡しして、地方分権の実現を目指します。

松山市の各地域におけるまちづくりは、行政主導による全市一斉の普及方式に拠らず、意志を示した地区から取り組む手上げ方式を採用しており、各地区において徐々に有志によるまちづくり協議会が設立されてきています。三津浜地区では、これに賛同し、まちづくりに取り組んでいます。

特に、わたしたち三津浜地区まちづくり協議会は、地域の暮らしやすさの向上、活力の増進を総合的・主体的に担う団体となることを目標に、「安心安全に努め、にぎわいのある創出と生きがいのある暮らしの実現のための、住民主体のまちづくり」を基本理念としています。

この度、これらの基本理念の実現を目的に、住民のみなさん一人ひとりが主体的にまちづくりに参加していただくため、具体的活動の指標となる事業計画書を作成いたしました。

この事業計画書を実現するためには、「地域力」を育むことが必要であり、住民のみなさん一人ひとりが担い手となっていただくことが「かぎ」です。

未来の子ども達、孫達のために“みつはま”の暮らしのデザインを描き、実行するのがまちづくりであり、大切なことは、地域住民の結束と意識の共有です。

この『三津浜地区まちづくり事業計画書』は、三津浜地区まちづくり協議会準備会の折、ご苦勞をかけしましたワークショップを参考に策定しています。

是非、一人でも多くのみなさんが参加していただけることをお願いいたします。

三津浜地区まちづくり協議会会長 瀬村 要二郎

1. みがき甲斐あり！三津浜の「お宝」たち

熟田津に船乗りせむとつき待てば潮もかなひぬ今は漕ぎいでな 額田王 (葦が茂って静かな海辺の村から万葉集に詠まれた歌)

“みつはま”とは-----

「みつ」の名は聖徳太子、舒明天皇、斉明天皇らの宮廷人が伊予の湯(道後温泉)への行幸のおり、乗下船の港(津)に由来する説から「御津」説があり、熟田津・飽田津・就田津の三つの津から、三津になった説もあります。

諸説ありますが、万葉の時代から私達の住んでいるまちは“みつ”と呼ばれていたと見られます。

『三津の港』

室町時代に河野氏が、対岸に城(港山城)を築いて水軍の拠点とした頃まで、遡る歴史があります。

正岡子規や秋山真之たちが旅立ち、また夏目漱石が松山に赴任する際に到着したのがこの港です。もちろん当時は、港の設備といっても東屋風の待合所があるのみで現在のような大型の船着き場もなく、沖合に停泊した船から小船で乗り移っていました。

『三津の朝市』

三津の朝市は、応仁元年(1467年)港山城主の河野通春が城兵のため、米穀魚菜の類を近郊の農漁夫より購入したことに始まるといわれています。

その後、物々交換や売買取引が盛んになり、この賑わいがやがて“市”となったのが、「三津の朝市」と呼ばれています。

古い写真に残る三津の朝市のシンボルの丸屋根は、明治21年(1888年)、直径33mという巨大な建物が完成し、昭和29年(1954年)に崩壊するまで長らく愛されてきました。

その後、中央卸売市場となり一般客の買い物ができなくなりましたが、住民の要請で平成14年(2002年)、「三津の朝市」という名のイベントとして復活しましたが、現在、活動が休止されています。

『古民家(街並み)』

寛永12年(1635年)、伊勢城主であった久松定行が松山に封ぜられ、三津の街は活気づきました。船手400戸を配して船奉行が置かれ、また、参勤交代

が実施されるようになると城下町松山の外港として急速に発展して町奉行も設置されました。

三津浜港は、瀬戸内海屈指の湊町となり、商いで栄えた豪商たちは贅を尽くした漆喰を絡めた格子窓や海鼠壁の土蔵・民家・商家が競って建てられ、現在も、まちのあちらこちらに当時の面影が残されています。

『三津の渡し』

三津の渡し始まりは、城兵の食料の調達のために対岸に船を渡し、漁師・農夫から買い付けし、運んだのが「渡し」の始まりです。

風物詩となっている三津の渡しは、わずか数分で向こう岸に着きますが、現在も通勤通学・通院・散策、さらには、人はもとより、自転車、乳母車、犬などが乗り込み、住民の便利な足となっています。

渡し船は、潮風が匂う人情豊かな乗り物で、昔は、棹や櫓を漕いで渡していましたが、昭和 46 年(1971 年)からエンジンに変わっています。

『大原其戎と正岡子規』

子規いわく、人生唯一の師匠は、三津浜の大原其戎と語っています。

明治 20 年(1887 年)子規は、柳原極堂とともに其戎宅を訪れ、俳諧の手ほどきを受けています。子規の句「虫の音を踏みわけ行や野の小道(明治 20 年)」が初めて活字になったのも、其戎が主宰する日本で三番目に古い月刊俳誌「真砂の志良辺」で、子規はこの俳誌に合計 35 回投句しています。

子規の俳句にまつわる出会いやきっかけが、三津浜と深く関わっているのです。三津浜が虚子・碧梧桐などへと伝わる「子規山脈」や「近代俳句」の発祥の地といっても過言ではないといえます。

『坊っちゃん列車』

坊っちゃん列車は、1888 年 10 月 28 日に伊予鉄道が松山 - 三津間を 762mm の軌間で開業したもので、当時の車両はドイツから輸入されたものを使用していました。

小説『坊っちゃん』の生みの親である夏目漱石自身が、実際に松山に赴任した時に乗車しており、この時の体験に基づき書かれた小説『坊っちゃん』の中で、「マッチ箱のような汽車」として登場し、主人公の坊っちゃんが赴任の際に乗ったことから、「坊っちゃん列車」と呼ばれるようになりました。

『三津浜焼き』

三津浜焼きの歴史は古く、戦前の「一銭洋食」にまでさかのぼるそうです。モダンな食べ物「一銭洋食」とは、水に溶いた小麦粉を鉄板で焼き、ネギ

などをのせて焼いた手軽な庶民の食べ物です。つまり、お好み焼きの原型といえます。

形は半月状で、味の特徴は、ちくわ、牛脂、天かすが決めてとなっており、約 30 店舗が、それぞれの特徴を活かしながら味を提供しています。

『松山鮓』

夏目漱石がはじめて松山に来て子規を訪ねた時、子規の母・八重がもてなしたのが松山鮓です。その時、漱石は一粒こぼさず食べたそうで、その様子は、高浜虚子全集、司馬遼太郎の「坂の上の雲」の中で記されています。

子規が郷土料理の誇りとしていた「松山鮓」は、小説「坊っちゃん」発表 100 年に当たる平成 18 年に水産市場と三津浜婦人会が共同して復活したものです。松山市水産市場正門には「瀬戸の小魚・松山鮓」と銘打った句碑が子規の座像とともに設置されています。

『幻の料亭・澁々園』

「澁々園」は、三津の船場町にあった複合料亭（料理屋・宿屋・塩湯）です。海水をひきいれた石積の大きな生簀があったため、「三津のいけす」と呼ばれていました。経営者は子規の大叔父にあたる歌原邁で、「澁々園」の名称は子規が考えたものといわれています。

子規は句会や会食などで十数回、この料亭を利用し、子規・虚子・碧梧桐の初めての出会いを記念し、食事会を開いたり、船の待ち時間を使って塩湯を楽しんだり、秋山真之などの友人と新年会を開催したりと、大いに楽しんだそうです。

『三津浜花火大会』

四国最大級の花火大会です。海面いっぱいに広がる花火や、台船を使った海上からの打ち上げ花火が彩ります。目玉は日本煙火芸術協会による作品や、15 号玉（45cm）などの超特大花火で、夜空に大きく開き、響く音もすばらしく、ビールを片手に情緒豊かな納涼船からの観覧もお勧めです。

地元の小・中学生による「水軍太鼓」や「金管バンド演奏」などの楽しいイベントをはじめ、ボランティアスタッフ・中学生 300 人による会場の設営やごみ拾いなど、三津浜地域を挙げた花火大会となっています。

『喧嘩神輿・虎舞』

厳島神社では、松山地方祭の最終日となる 10 月 7 日の早朝、三津の南北と古三津の南北計 4 体によって喧嘩神輿（鉢合わせ）が行われます。この鉢合わせは、神輿の担き棒を正面からぶつけるもので、当日、神輿の宮出しは松山では一番早い午前 1 時から行われるため「暁（あかつき）の宮出し」と呼ばれています。また、宮出しの前には古三津地区の伝統芸能である虎舞（獅子舞の虎版で加藤嘉明の虎狩りに因む）が奉納されます。

『小林一茶、松尾芭蕉』

小林一茶は、寛政7年（1795年）、松山に二十日ばかり滞在した際、二月五日には三津浜の方十亭を宿にし、「三津の渡し」を利用して現在の港山町にあった洗心庵（渡しを降りてすぐの辺り）に行き、俳友を集めて句会を催しています。

「笠を舗て手を入れてしるかめの水」寛政5年(1793)芭蕉百回忌に、芭蕉の自筆と称する懐紙を亀水塚（別名：芭蕉塚・洗心庵跡の近く）の下に埋め、句碑を建立したそうです。小林一茶は、これを見て「汲みて知るぬるみに昔なつかしや」という懐旧の句を詠んだそうです。

『その他』

他にも神社、仏閣、染物や船具・建具などの職人技、句碑、歴史的な由来や物語などの魅力が、地区内には多数あります。

2. 追い風となる「三津の朝市活性化」と「三津浜の観光開発」・三津浜を取り巻く環境

松山には、全国に誇れる宝がたくさんあります。私たち松山市民がするべきことは、これらの宝をみがいていくことです。

現在、松山市で進められている「**たからみがき**」のうち、「**み**」の意味は、**三津の朝市活性化**の気持ちが込められています。

※ 「たからみがき」とは、**た**(旅の魅力)、**か**(風早レトロ構想)、**ら**(愛ランド里島構想)、**み**(三津の朝市活性化)、**が**(街路整備 [花園町など])、**き**(前向きな気持ち)です。特に三津の朝市は、伊予節で「道後の湯」と並んで歌われるほどの名物でした。平成14年からは、市場開放として第2、第4土曜日に開催されていました。現在は、関係者により市場開放策の見直しが進められています。

さらに、三津浜地区は坂の上の雲サブセンターゾーンに位置づけられており、三津の朝市や古いまち並み、三津の渡しなど数多くの宝をみがき、その情報を広く発信し、かつての賑わいを取り戻し、活力ある三津浜地区の発展につなげるための構想・事業の検討・実施を行う「三津浜地区にぎわい創出委員会」が松山市との協働により設置されるなど、新たな取り組みが始まろうとしています。

全国ブランドである正岡子規が、三津のまちに住んでいた大原其戒から俳句の手解き受けたことがきっかけで俳句の道へと進み始めたことや、柳原極堂、秋山真之をはじめ多くの友人らが、何度も三津浜を訪れ俳句を詠み、瀬戸内の魚を堪能したこれらの史実は、正にまち一番のお宝です。

そこで、地域が一丸となり、「**子規が愛した街・三津浜**」を目指したまちづくりの機運が高まってきているのです。

今後は、観光客や市民が集い、にぎわう拠点として、人、物、情報の多様な交流機会が創出できる場づくりを進め、道後温泉・松山城・三津浜を回遊する動線づくりと中島～忽那七島、「瀬戸内・松山」を結び、三津浜地域はもとより市全体の観光や地域経済の活性化につながるものと考えています。

高齢化、人口減少、産業の衰退等が進む「三津浜」にとって街を元気にするためには、観光客や地区外の市民が街を行き交い、店舗が増え、地場産業が潤い、定住が進み、子どもや若者、さらには高齢者の方々に楽しく安心して、暮らしてもらえる施策が必要です。

そのような中、現在、松山市では市政の重点事業として、坂の上の雲のまちづくりにおけるサブセンターゾーン地区である三津浜地区の「三津の朝市活性化」と「三津浜の観光開発」に全市を挙げて取り組まれているところであり、市も様々な機会を使って、松山市内外にPRされています。

これらの状況は、市内の他の地区と三津浜地区が大きく異なる環境にあるといえ、我々にとっても未曾有の追い風であり、「まちの活性化」という長年の悲願を達成できる最大のチャンスであると考えています。

そこで、今回の事業計画の中で、特に「まちを元気にするまちづくり」においては、松山市と我々が求める「三津浜の活性化＝市の活性化」という目的・方向が同じであり、協働して取り組む方が効果的で市の方針とも合致することから、今後は、市と地元と関係団体等とが連携し、お互いの役割を分担しながら、一体となって取り組んでいきたいと考えています。

3. 三津浜地区のコミュニティの現状

地域活動は、明治以来の国家制度による庇護の下で、行政指導により地域活動を続けてまいりました。地域とは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、共通の歴史が生まれ、文化等を共有しながら住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をいいます。また、これら地域住民が地域の課題を自主的に抽出し、解決を進める活動が地域コミュニティづくりと呼ばれています。

これまでの地域活動は、向こう三軒両隣の町内会を立ち上げて活動してきました。

行政の財政が豊かな時代は、町内会長を軸に活発な地域活動をやってきた経緯がありますが、財政が乏しくなると町内会長の役割もしだいに弱くなり単なる町内の調整役となってきました。

三津浜地区の地域活動は、旧町名を単位とした活動を行っていますが、戸数の少ない町内もあり、各町内それぞれに町内運営(役員構成・運営費)に苦慮しているところですが、また、これからの課題は、個人情報保護の関係もあって、町内の把握がますます難しくなることが予測されています。昨今、『無縁社会』現象が社会問題化されていますが、幸いなことに三津浜には、まだ地縁のつながりが色濃く残っています。こうした問題を解決するためには、いま一度、町内会が見直される時が来ているように思えます。

これまでの公民館活動は、60年の歴史があり、その活動は社会教育と生涯教育を合わせた地域活動の中心として推進されてきました。

成人式や文化祭、体育祭などの各種イベント等が地域住民に受け入れられる一方、市民生活においては、お互いの意見を出し合い利害を調整し合意していく習慣を地域に根づかせる役割を担ってきました。また、行政情報を広く市民に広報する広報委員会は、毎月の定例会において松山市からの周知事項や、関係団体からの広報物の配布を町内各戸に伝達してきましたが、広報委員会も数年内に廃止される予定になっています。

このように現在の三津浜地区は、町内会と上記2団体と社会福祉協議会・自主防災会・防犯協会・婦人会・PTA等諸団体が、住環境、防災、防犯を基に市民生活の維持向上を支えています。

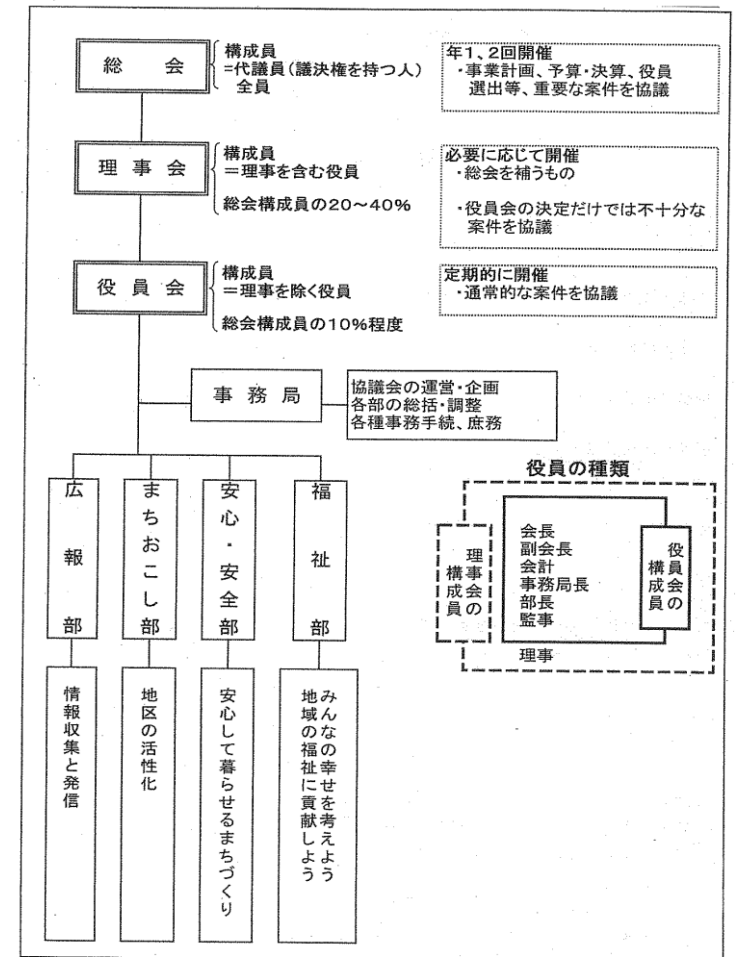
各諸団体の活動については、各々団体の事情もあり活動は限定されています。早急には困難と思えますがお互いに連携すれば活動範囲も広がり負担も軽減され、地域課題を共有することで総合的な地域活動が構築できます。

三津浜地区まちづくり協議会は、こうした三津浜地区を支える関係団体と連携を密にする事で地域を繋ぐ組織となり、より強固な自治機関となることを目指しています。

4. まちづくり協議会設立の経緯

- 平成20年6月 三津浜地区まちづくり協議会準備会設立、松山市の承認を得る。
- 平成20年8月 三津浜地区まちづくり協議会準備会広報誌を発行。
- 平成20年8月 三津浜支所に「まちづくり意見箱」を設置する。
- 平成20年8月 まちづくりについてワークショップを実施。
- 平成21年3月 理想の三津浜を実現するには何をすればよいか検討。
- 平成21年3月 愛媛大学 藤目節夫教授講演会の開催「行政と協働するまちづくり」
- 平成21年4月 三津浜地区まちづくり協議会の組織・規約作成に着手。
- 平成21年9月 三津浜地区まちづくり協議会のシンボルマーク募集。

三津浜地区まちづくり協議会組織図



- 平成 21 年 9 月 各町内会長に三津浜地区まちづくり協議会の説明会実施。
平成 21 年 11 月 三津浜地区まちづくり協議会規約案の縦覧。
平成 21 年 12 月 全体会で三津浜地区まちづくり協議会規約案を承認と入会案内
について協議。
平成 22 年 2 月 三津浜地区まちづくり協議会シンボルマークの決定。
平成 22 年 2 月 三津浜地区まちづくり協議会入会申込書受付と役員案の協議。
平成 22 年 3 月 三津浜地区まちづくり協議会総会準備。
平成 22 年 4 月 松山市へ三津浜地区まちづくり協議会の認定申請書提出。
平成 22 年 5 月 三津浜地区まちづくり協議会設立総会。
平成 23 年 8 月 三津浜地区タウンミーティング開催。



【全体会の様子】



【シンボルマーク協議の様様】



【総会の様子】

5. こうしたい・こうなってほしい三津浜

[目指すところ]

元気、笑顔あふれるまち、グッドイメージ三津浜

[まちづくりの7本柱]

歴史文化のまち

- ・三津浜の豊富な地域資源、貴重な伝統文化を後世に継承します。
- ・文化財等の保存を通じて「誇り」「愛着」の持てるまちづくりをします。

教育のまち

- ・学校と地域がより連携できるまちにします。
- ・子育て支援をして共稼ができるまちにします。
- ・教育特区になる努力をします。

広報を発信するまち

- ・より情報収集ができるまちにします。
- ・発信・収集できるシステムを構築します。

安心・安全のまち

- ・住環境が整備され誰もが安心安全で暮らせるまちにします。
- ・災害(減災)に強いまちづくりを目指します。

福祉のまち

- ・高齢者に優しいまちづくりをします。
- ・松山 NO.1 の福祉地区を目標にします。

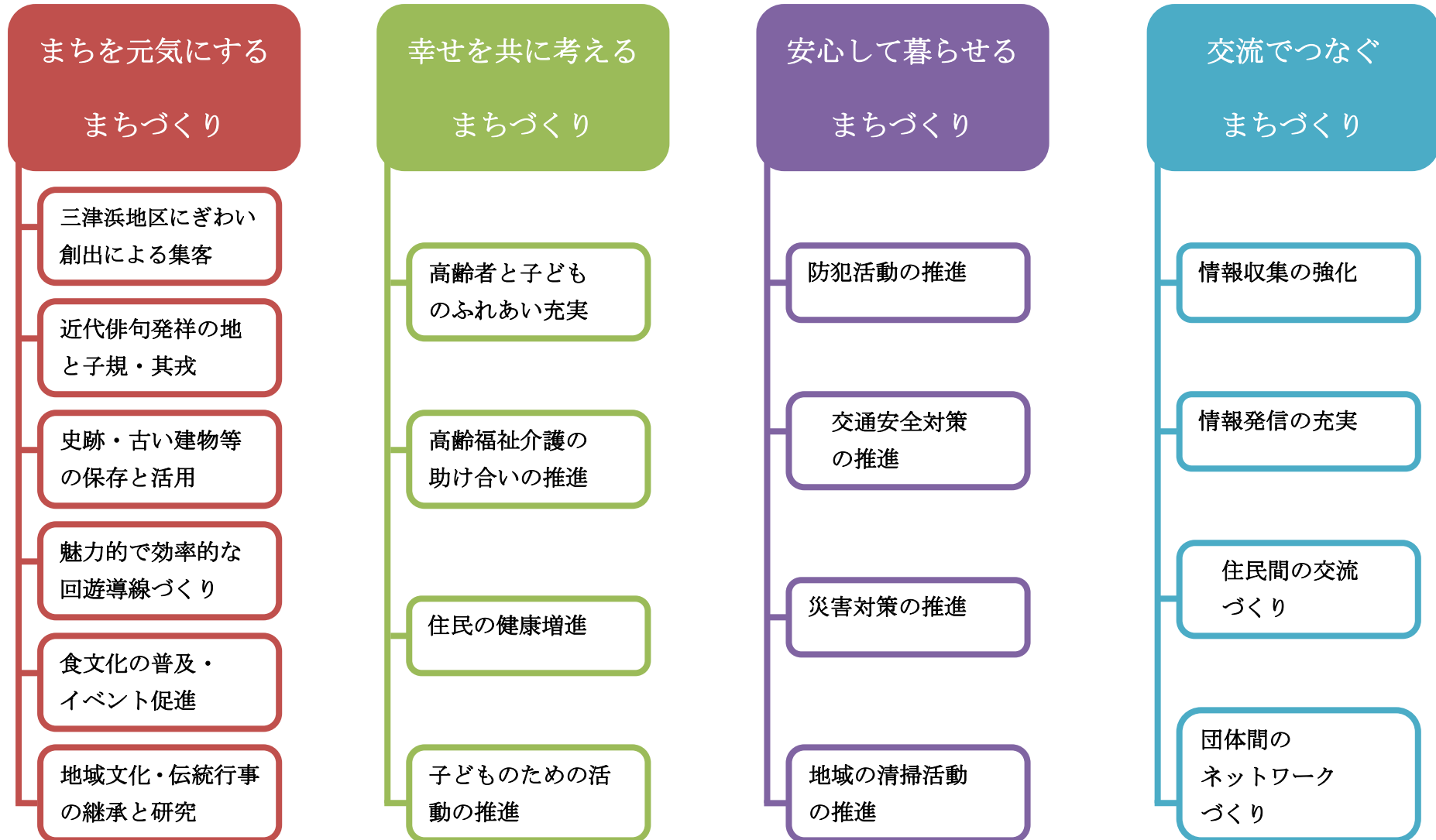
住みよいまち

- ・挨拶運動を奨励してお互いに協働をするまちにします。

コミュニケーションのあるまち

- ・町内会を充実、各町内の意見を収集します。

6. 目標に向かって～重点的な取り組み



『三津浜地区にぎわい創出による集客』



活性化に取り組む商店街

現在

三津浜地区にぎわい創出実行委員会におけるイベントの企画立案、実施、構想の検討

三津浜地区の宝(地域資源)をみがき、情報を発信し、三津浜地区のにぎわいにつなげるための構想やイベントを検討する。

協働

数年後を目指した取り組み

- ・地魚の販売や飲食施設の建設を要望
- ・活用できるスペースの設置要望
- ・施設の維持管理等人的サポート

三津浜地区活性化の為、地魚の販売や飲食施設の建設を要望する。また、施設には市民が活用できるスペースを設けるよう併せて要望する。協議会は施設の維持管理等の人的サポートを検討する。

協働

10年後を目指した取り組み

三津浜が観光地として認知されるための各種政策の実施要望

三津浜が道後温泉や松山城と同等の観光地として認知されるための各種政策の実施を要望する。

行政

- ・埠頭周辺に、公園など憩いの場を設置するよう要望
- ・住民の意見集約に努めると共に、協議の場を提供

- ・愛媛県等が管理している埠頭周辺に、公園など人々が憩いの場として利用できるスペースを設けるよう要望する。
- ・協議会は住民の意見集約に努めると共に、協議の場を提供する。

行政

『近代俳句発祥の地と子規・其戎』

現在

三津浜のPR活動

一嘗三嘆・鯛料理の復活イベントを広報する等、まちづくり協議会は三津浜のPR活動を積極的に行っている。

住民

三津浜の魅力を発信する為の人材派遣

市やNPOと連携し、「松山はいくまちあるき」を行う際のルート作りに協力する等、協議会は三津浜の魅力を発信する為の人材派遣を行っている。

協働

情報提供や各種団体への配布など

市やNPOと連携し、三津浜に関する広報紙やパンフレット等の作成に当たって情報提供や各種団体への配布など全面的な協力を行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

三津浜ゆかりの人物の銅像設置に向け意見集約

三津浜ゆかりの人物の銅像設置に向け、地域の意見集約を行う。また、地域の住民が三津浜の魅力を再認識する為の「まちあるき」を実施する。

住民

坊っちゃん列車の三津駅移設に向け、伊予鉄道や市への要望

坊っちゃん列車の三津駅移設に向け、伊予鉄道や市への要望を行う。協議会は移設に向けた住民の意見集約や調査を行う。また、併せて、漱石などの像の設置に向け活動を行う。

行政

子規記念博物館に三津浜展示コーナーの設置を要望

子規記念博物館に三津浜を紹介する展示コーナーの設置を要望を行う。協議会は、地域の意見集約や情報提供などの役割を担う。

行政

大原其戎の生家を示す石碑等の建立に向けた協議

大原其戎の生家の場所を示す石碑等の建立に向けた話し合いを行っており、整備については行政に対して協力を求める。

住民

10年後
を目指
した取
り組み

俳句発祥地として、俳句文化の定着活動や各種文化団体活動への協力

俳句発祥地として俳句文化の定着活動や各種文化団体活動への協力を行う。

住民



【山野潤一氏による古建築再生のための講演会の様子】



【正岡子規の句碑】



【池田由美氏の古建築についての講演会】



【大原其戎の碑】



『史跡・古い建物等の保存と活用』



三津の渡し船



旧船着き場の跡

現在

古民家や古建築を利用したイベント行事を各種団体と協力

古民家や古建築を活用したイベントや行事を各種団体と協力して開催している。

住民

地域のシンボルとして「三津の渡し船」を広報誌やパンフレットなどへ紹介・発信

三津の渡し船が多くの人々に認知されるよう、広報紙やパンフレットを用いて情報発信を行っている。

住民

「町家バンク」の仕組みづくり

町家や店舗の未利用物件を有効活用して、「町家を利用したい人」と「町家を残していきたい所有者」を結び付け、まちの活性化を検討する。

協働

数年後を目指した取り組み

旧町名での立て看板設置やマップ作製の是非について協議の場を設け、住民の意見を集約

旧町名での立札やマップ作製に向けて住民の意見統一を行う。

住民

観光地として、受け入れ体制の強化を目指し、ガイド育成

観光地としての三津浜を案内できる人材の育成に努める。

住民

案内掲示板の設置等について行政に協力を求める

解りやすい案内掲示板の設置に向けた取り組みを行う。

協働

10年後を目指した取り組み

古い建物の保存・保護制度の構築

古建築の保存・保護の為の制度構築を行政に要望する。

行政

価値を持つ建物の整備・活用

古建築の整備や活用を行政に対し要望する。

行政

町並みの景観復元

昔ながらの町並みの復元に向けた取り組みを行政と共に行う。

協働

「三津の渡し船」の維持を要望

三津の渡し船の運航が維持されるよう行政に要望する。

行政

『魅力的で効率的な回遊導線づくり』



古民家が残る町並み

現在

三津浜を題材としたマップやガイド冊子の作成協力

「ぶらり三津浜マップ」等のガイド地図の作成に協力している。

住民

「みつはま生活博物館」等各種イベントの開催協力

三津浜で行われる各種イベントに対し人的な協力を行っている。

住民

数年後
を目指した
取り組み

ボランティアガイドの育成

三津浜の案内人としてボランティアガイドの育成に努める。

住民

「松山俳句まちあるき」等の実施協力

「松山俳句まちあるき」等のイベントに対し、人的な協力を行う。

協働

魅力的なモデルコースと開発と整備

魅力的なモデルコースの開拓に努め、回遊導線の整備を行う。

協働

10年後
を目指した
取り組み

ガイド拠点の整備

案内所などの観光施設の整備を行政に対し行う。

行政

商業店舗の誘致

三津浜に商業店舗を誘致するための取り組みを行政と協力して行う。

協働

回遊導線を活用したイベント等の開催

回遊導線を利用し、各種イベントを開催することで活性化を図る。

協働

『食文化の普及・イベント促進』



醤油等の特産品



シーフードバーベキュー

現在

三津浜郷土料理の普及

三津浜の郷土料理が広く認知されるよう普及活動を行っている。

住民

シーフードバーベキュー協賛

「シーフードバーベキュー」等、食を題材にしたイベント開催に協賛している。

住民

魚食普及活動

郷土料理を活用した魚食普及活動を行政と協力して行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

三津浜郷土料理の発掘・開発・復活

「一銭洋食」「昔のじゃこ天」等の三津浜名物を普及させる取り組みを行う。

住民

郷土料理を活用した各種イベントの開催

三津浜ならではの郷土料理を用いた祭典等を定期開催する。

協働

三津浜ブランドの開発

三津浜名産品のブランド化を目指し、付加価値を付ける取り組みを行う。

協働

10年後
を目指した
取り組み

三津浜郷土料理を取り扱う店舗の誘致

三津浜郷土料理を提供する店舗を誘致し、開設に対し支援を行う。

行政

三津浜の食文化の情報発信

三津浜の食文化が広く認知されるよう情報発信を行う。

行政



『地域文化伝統行事の継承と研究』



三津浜文人画を紹介する講演



巖島神社

現在

地方祭の開催協力及び紹介活動

「三津浜喧嘩神輿」を待合所や駅舎に展示するなど、地方祭実施に協力している。

住民

三津浜歴史資料の紹介

三津浜の郷土資料の紹介活動を「鯛や」等で行っている。

住民

三津浜花火大会の開催協力

三津浜花火大会の準備や片づけなどに人的な支援を行っている。

住民

数年後
を目指
した取
り組み

三津浜独自の伝統行事の発掘及び復活

三津浜の伝統行事を調査し、復活に向けた取り組みを行う。

住民

三津浜誌の編纂

三津浜の歴史資料を収集し、各種出版物の作成に取り組む。

協働

10年後
を目指
した取
り組み

伝統芸能の復活活動

伊予漫才など、伝統芸能の復活に向けた取り組みを行う。

協働

三津浜歴史資料館の建設要望

三津浜の歴史を展示する為の施設の建設を行政に対し要望する。

行政



『高齢者と子どものふれあい充実』

現在

公民館等が行う各種団体の福祉活動に対し支援・協力

公民館等が行う各種団体の福祉活動に対し、支援・協力を行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

高齢者や子どもの交流促進

介護や子育てを行っている各種団体事業を組み合わせるなどし、高齢者と子どもの交流促進を目指す。

協働

- ・地域の名人と学ぶ教室の開催
- ・世代間交流促進に向けた人的体制整備

地域の名人と学ぶ教室を開催するとともに世代間交流の為の人材を発掘し、教育機関等へ派遣し、育成するなど、交流促進に向けた人的体制の整備を行う。

協働

10年後を
目指した
取り組み

全ての世代が集えるイベント行事などを継続実施

全ての世代が集える各種イベント行事などを継続的に実施する。

住民



児童クラブの様子

『高齢福祉 介護の助け合いの推進』

現在

いきいきサロンの運営協力

いきいきサロンの運営に対し、協力を行っている。

協働

敬老会活動に協賛・協力

行政との協働により敬老会活動に協賛・協力を行っている。

協働

包括支援センターとの情報交換

包括支援センターとの月に一度の情報交換の場を設けている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

独居老人や高齢者世帯等の把握。マップ作製やアンケート調査

各種団体と連携し、独居老人等の高齢者世帯の把握に努めると共に、マップ作製やアンケート調査を行う。

住民

10年後を
目指した
取り組み

インフラ等の改善個所の把握と要望

行政との協働により、まちあるきを行いインフラ等の改善個所を把握し、住民の意見集約を行い要望を行う。

協働



地区内に整備された公園

『住民の健康増進』

現在

健康ウォーキング等の行事への協力

地域保健推進協会と連携し、健康ウォーキング等の行事に協力を行っている。

協働

地域健康診断の受診促進

地域健康診断の受診促進に向け、チラシ配布などの啓発活動への協力を行っている。

協働

介護予防教室や心身の健康講座など、各種行事への啓発活動と参加

介護予防教室や心身の健康講座などの各種行事への積極参加に向け、啓発活動を行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

認知症対策講座や健康体操教室など、認知症対策実施

行政との協働により認知症対策講座や健康体操教室等の認知症対策を実施する。

協働

10年後を
目指した
取り組み

地域住民の健康寿命をのばすまちづくりに向け、食事・運動・休養等を改善する活動の普及啓発

地域住民の健康寿命をのばすまちづくりに向け、各種事業や食事・運動・休養等を改善する活動の普及啓発に努める。

協働

『子どものための活動の推進』



三津浜で販売される魚



芝生化の様子

現
在

子どもの為の活動を行う団体に対し、人的支援等の協力

子どもの為の活動を行う団体に対し、人的支援等の協力を行っている。

協働

三津浜交流センターグラウンドの芝管理など、子どもの遊び場提供

三津浜交流センターグラウンドの芝を管理するなど、子どもの遊び場提供に努めている

協働

数年後
を目指
した取
り組み

教育機関との連携強化・人材把握と協力体制整備

教育機関との連携強化を目指し、PTA活動等への協力を行うなど、人材の把握に努め、教育機関の要望に対し協力体制の整備を図る。

協働

子育て講座や子ども会議の定期開催

教育機関との協働により子育て講座や子ども会議を定期的で開催するなど、子ども会活動の拡充に協力する。

協働

子どもが自由に遊べる多様な居場所作り

教育機関との協働により子どもが自由に遊べる多様な居場所を作りを行う。

協働

10年後を
目指した
取り組み

魚食教育の推進

行政との協働により魚食教育を推進し、子どもが魚を好きになる為の活動を行う。

協働

三津浜地区の教育特区化

教育機関との協働により三津浜地区の教育特区化を目指す。

協働

『防犯活動の推進』



安心安全の幟旗

現在

子ども見守り隊として児童の登下校時の見守り活動

高齢者やボランティアの方々と協働し、子ども見守り隊として児童の登下校時の見守り活動を行っている。

住民

定期的な防犯パトロールや反射材の配布

交通安全協会を支援し、定期的な防犯パトロールや反射材の配布等の活動を行っている。

協働

危険箇所等での補導活動

西警察署、ボランティア協会、小・中学校等と協働し、「危険箇所等での補導活動」を行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

各家庭に門灯設置を呼び掛ける活動

各家庭に門灯設置を呼び掛ける活動を行う。

住民

「まもるくんの家」の拡大・普及

「まもるくんの家」の拡大・普及に向けて、各種機関と連携し、子どもを見守る家庭を増やす取り組みを行う。

協働

挨拶運動や愛の一声運動の啓発、推進

防犯の観点から挨拶運動や各種団地と連携し、愛の一声運動の啓発、推進を図る。

協働

10年後を
目指した
取り組み

防犯灯のLED化

行政との協働により防犯灯のLED化を進める。

協働

『交通安全対策の推進』



図書館前の交通表示

現在

セーフティーリーダーの交通安全活動支援

交通安全協会などのメンバーがまちづくり協議会に参画し、セーフティーリーダーの交通安全活動を支援している。

住民

交通安全教室の活動支援

交通安全協会などのメンバーがまちづくり協議会に参画し、交通安全教室の活動支援を行っている。

協働

交通事故“0”作戦への協力

松山西警察署が行っている「交通事故“0”作戦」に対して協力を行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

三津浜大可賀公園に駐車場設置要望

三津浜大可賀公園に駐車場設置の要望に向け、地域の意見集約を行う。

協働

自転車安全教室の実施

教育機関と連携し、自転車安全教室を実施する。

協働

三津浜図書館前一方通行の周知徹底・啓発活動

西警察署と協働し、三津浜図書館前一方通行の徹底の為、周知啓発活動を行う。

協働

10年後を
目指した
取り組み

西警察署前陸橋撤去、信号機設置の要望

西警察署前陸橋撤去、信号機設置の要望に向け、地域の意見集約及び調整を行う。

協働

交通危険箇所の見直し

交通危険箇所の見直しに向け、地域の意見調整と要望を行う。

協働

『災害対策の推進』



防潮施設の点検



海へとつながる宮前川

現在

独居老人宅を訪問し、防火について注意喚起

町内会等と連携して、独居老人宅を訪問し、防火について注意喚起している。

住民

町内会や消防・教育機関と連携し、防災訓練

町内会や消防・教育機関と連携し、防災訓練を実施している。

協働

自主防災組織の強化

自主防災組織の強化に向けた取り組みを行っている。

協働

数年後
を目指した
取り組み

防災の日の設定と啓発活動

行政と協働し、「防災の日」を設定すると共に、防災関連の行事を企画・実施する。

協働

緊急避難場所の再検討

各種団体と連携し、緊急避難場所の再検討を行う。

協働

火災報知機の全戸設置に向け、各家庭への啓発活動

行政と協働し、火災報知機の全戸設置に向けて、各家庭の啓発活動を行う。

協働

津波対策一次避難場所の再検討

各種関係機関や団体と協働し、津波対策一次避難場所についての再検討を行う。

協働

10年後を
目指した
取り組み

防波堤の強化について保守点検

行政と協働し、防潮堤等の強化について保守点検を定期的に行う。

協働

津波対策の強化について、行政と継続協議

津波対策の強化について、行政と継続協議を行う。

協働

『地域の清掃活動の推進』



海上保安庁前の資源ゴミ

現在	公園管理を行う団体に対する支援	公園(住吉・須賀)の管理を行っている団体に対する支援を行っている。	住民
	社会福祉協議会や婦人会が実施している活動	伊予鉄三津駅・魚市場前花壇の管理等、社会福祉協議会や婦人会が実施している活動を支援している。	住民
	松山港まつり実行委員会に協力(祭り後の後始末清掃の支援活動等)	松山港まつり実行委員会に協力、祭り後の後始末清掃等の支援活動を行っている。	住民
	婦人会の厳島神社清掃などのボランティア活動等への協力	婦人会が実施している厳島神社清掃などのボランティア活動などへの協力を行っている。	住民
数年後を目指した取り組み	宮前川清掃活動の支援	中学校等で行われている宮前川清掃活動を支援する。	住民
	三津浜内港の悪臭等に関する住民のアンケート調査・改善に向けた要望	行政と協働し、三津浜内港の悪臭等に関する住民のアンケート調査等を行い、改善に向けた要望を行う。	協働
10年後を目指した取り組み	海上保安庁前の資源ゴミと悪臭改善対策の強化、住民の意見集約並びに改善要望	海上保安庁前の資源ゴミと悪臭改善対策の強化に向けて、住民の意見集約並びに改善要望を行う。	行政

『情報収集の強化』

現在

広報委員活動に対する支援

広報委員活動に対する支援を行っている。

協働

小・中PTA活動に対する支援

小・中PTA活動に対する支援を行っている。

住民

数年後
を目指した
取り組み

町内会等の各種団体との連携を密にし、地区内の諸団体組織の交流を活発化

町内会等の各種団体との連携を密にし、地区内の諸団体組織の交流を活発化する。

住民

まちづくりに関する意見交換会

行政との協働により小・中学生等を対象としたまちづくりに関する意見交換会を開催する。

協働

まちづくりに関する外国人との交流支援

行政との協働によりまちづくりに関する外国人との交流を支援し、国際化を目指す。

協働

10年後を
目指した
取り組み

今後のまちづくりを担う次世代の人材育成支援

今後のまちづくりを担う次世代の人材育成を支援する。

住民

『情報発信の充実』



三津浜地区
まちづくり協議会
シンボルマーク



マスコットキャラクター 海野みう

現
在

各種広報紙の作成

各種広報紙の作成を行っている。

住民

まちづくり協議会のホームページの定期更新

まちづくり協議会のホームページを作成し、定期的な更新を行っている。

住民

三津浜音頭、シンボルマーク・マスコットキャラクターの普及拡大

三津浜音頭、シンボルマーク・マスコットキャラクターの普及拡大に向けた取り組みを行っている。

住民

数年後
を目指
した取
り組み

各種広報紙の充実

各種広報紙の充実に向けた取り組みを行う。

住民

まちづくり協議会のホームページの内容充実

まちづくり協議会のホームページの内容充実に向けた取り組みを行う。

住民

10年後を
目指した
取り組み

まちづくりの為のコミュニティFM局の開設に向け、
意見調整や取り組み

行政との協働によりまちづくりの為のコミュニティFM局の開設に向け、意見調整や
取り組みを行う。

協働

『住民間の交流づくり』



飛鳥Ⅱの見送り式



珍踊りの様子

現在

各種団体活動の広報支援と協力実施

各種団体活動の広報支援と協力実施を行っている。

住民

数年後
を目指した
取り組み

若者による三津浜活性化シンポジウムなどの開催・活動支援

若者による三津浜活性化シンポジウムなどの開催・活動支援を行う。

住民

町内会組織の連携強化に向けた取り組み

町内会組織の連携強化に向けた取り組みを行う。

住民

まちづくり協議会員の人材育成やサポート

まちづくり協議会員の人材育成やサポートを行う。

住民

10年後を
目指した
取り組み

集会所建設に向け、住民の意見集約や調整・要望

集会所建設に向け、住民の意見集約や調整を行う。

協働

『団体間のネットワークづくり』



まちづくり支援セミナー協力

現在

各種団体間の連携強化に向けた呼びかけ

各種団体間の連携強化に向けた呼びかけを行っている。

住民

相互リンクの拡充など、ホームページ上のネットワークの充実にに向けた取り組み

相互リンクの拡充など、ホームページ上のネットワークの充実にに向けた取り組みを行っている。

住民

数年後を目指した取り組み

まちづくり協力団体の交流の場づくり

まちづくり協力団体の交流の場づくりを進める。

住民

NPO 法人等との連携体制構築に向けた取り組み

行政との協働により NPO 法人等との連携体制構築に向けた取り組みを行う。

協働

10年後を目指した取り組み

個々の人材育成やまちづくり協力団体の活動充実にに向けた各種取り組み

行政との協働により個々の人材育成やまちづくり協力団体の活動充実にに向けた各種取り組みを行う。

協働



支所・公民館・児童クラブなどが集約され、交流の場となっている

＝資料編＝

7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して
8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター 【平成24年10月13日 まちづくり支援セミナー】
9. 地域住民アンケート調査結果
10. 三津浜地区まちづくり協議会規則・施行細則

7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して

まちの活性化を目指し、三津浜地区への観光客誘客のためのメインテーマ（案）として、三津浜地区と関係の深い「正岡子規」をテーマにしたまちづくりの提案書を作成しました。

（平成 23 年 3 月・松山市へ提出）

[提案内容]

提案①：浜の駅 澁々園の復活…三津の朝市の発展・充実

水産市場内に、瀬戸の小魚を中心とする飲食物販施設を整備する。そこには、ミニ水族館や地元産品・島嶼部の特産品などの販売コーナーなども設ける。可能であれば、澁々園にあり、子規も入浴したといわれる「塩湯」の整備も行う。

提案②：子規の銅像や句碑などの建立・設置

三津浜の街を訪れていた時代の、若くて元気な子規をイメージし、其戎の居宅跡、駅、港、渡し、水産市場など、なじみのある場所に銅像などのモニュメントを設置する。

提案③：「三津の渡し」周辺を「近代俳句の聖地」として整備

風情ある三津の渡しを渡り、小林一茶が松尾芭蕉を偲んで句会を開いた史実や、子規が芭蕉を尊敬し、伝記を残し、奥羽を旅した事実に沿って、俳句の聖地としての整備を行う。

提案④：三津浜商店街に「子規の俳句タイル」設置、商店街の愛称募集

松山で詠み、故郷を思って作った俳句や詩文を、商店街のタイルに埋め込んでいく。
なお、タイルが難しい場合は、幟や横断幕なども検討する。

提案⑤：俳句甲子園の予選会またはプレイベントを「松山市地域交流センター」で開催する。

※ヨーロッパの街並み例



例：若き日の子規や虚子、真之達が三津浜の街を歩きながら語らっている姿、さらには子規が虚子にいたずらしている姿などが、等身大の銅像となったなら……。

三津浜が「子規の街」「俳句の街」として整備されたのち、現在、行っている俳句甲子園のプレイベント等を三津浜の街で行い、子規や大原其戒のモニュメントの前で優勝祈願祭などのイベントを行う。モニュメントの台座に歴代の優勝校のプレートを埋め込む。

提案⑥：坊っちゃん列車（復元車両）の松山～三津間での復活運行等

または、実物の坊っちゃん列車（伊予鉄が梅津寺で所有）の三津駅での移設展示、三津駅内で坊っちゃん列車啓発コーナーの開設

補足提案①：澁々園に併設され、子規も入浴した塩湯を「澁々の湯」として復活する。

補足提案②：「九層楼」を市駅の坊っちゃん列車・転車台の上または三津駅ロータリーに復元する。

8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター

三津浜音頭

作詞: 矢野昭治 作曲: 杉澤嘉穂



① ハ ア ----- ② みつのう おいち あ さひにそー まりゃ



③ うみのお とこの こころいき ④ しおのか おりに たいりょうのせて



⑤ おどるわ かしゆの はれすがたー ⑥ みんなわ になり みんなえ がおで



⑦ ソー レー レー レソレソレ ⑧ みつはまおん どー

[シンボルマーク]



【海野みう】

うみのみう、逆さに読んでもう
みのみう。三津浜生まれの三津
浜育ち！！

[マスコットキャラクター]



9. 地域住民によるアンケート調査結果

地域の魅力ある資源を活用した観光地づくりの視点から、住民アンケートを実施しました。

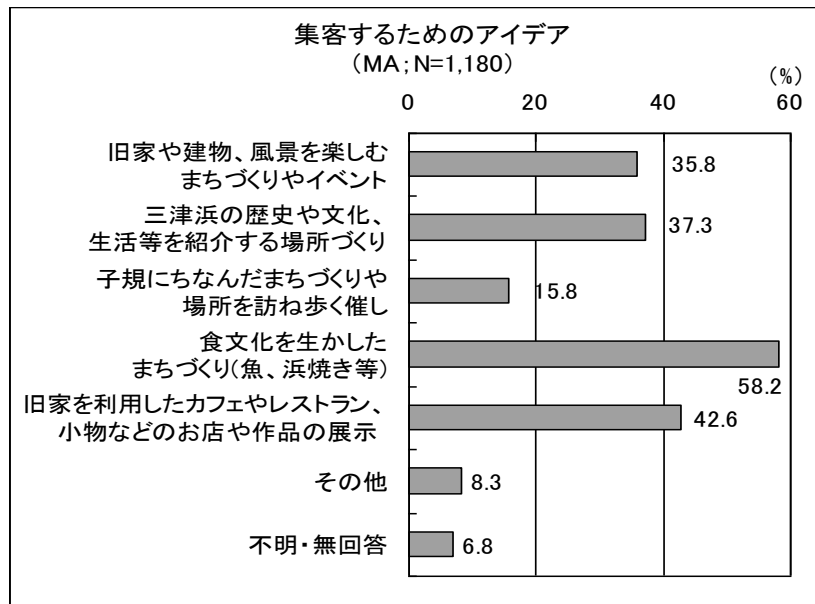
■ アンケート調査の概要

○方法：三津浜地区全世帯の住民を対象に、町内会及び班長を通じて配布・回収。

○時期：平成23年11月に配布、12月上旬に回収。 ○回収数：1,180件

■ 調査結果（一部）

問1 三津浜地区の魅力を活用して、住民が楽しめ、地区以外からもたくさんの人に集ってもらうためには、どのようなものがあればよいと思いますか。

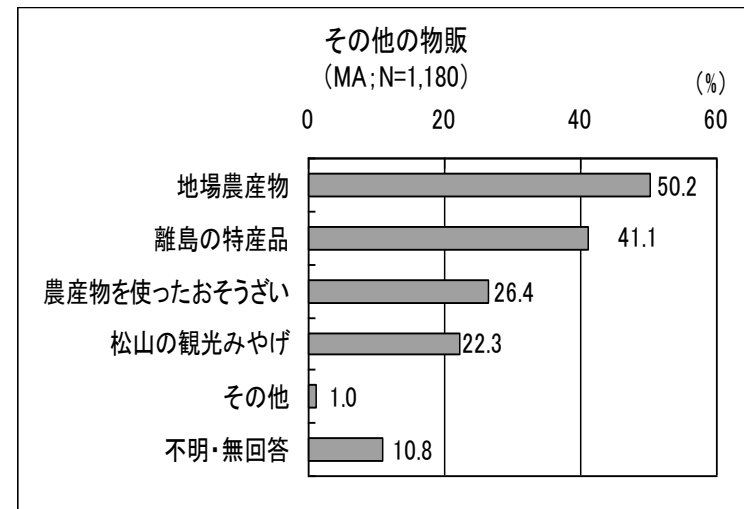
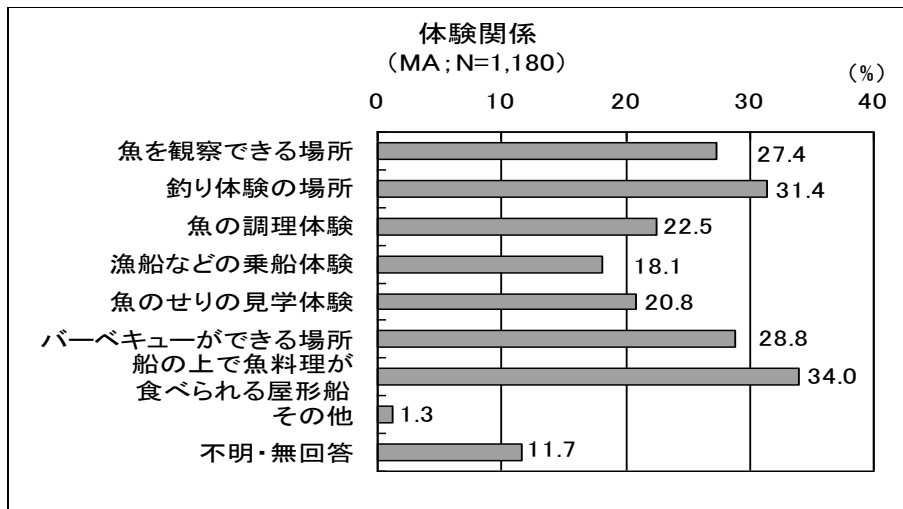
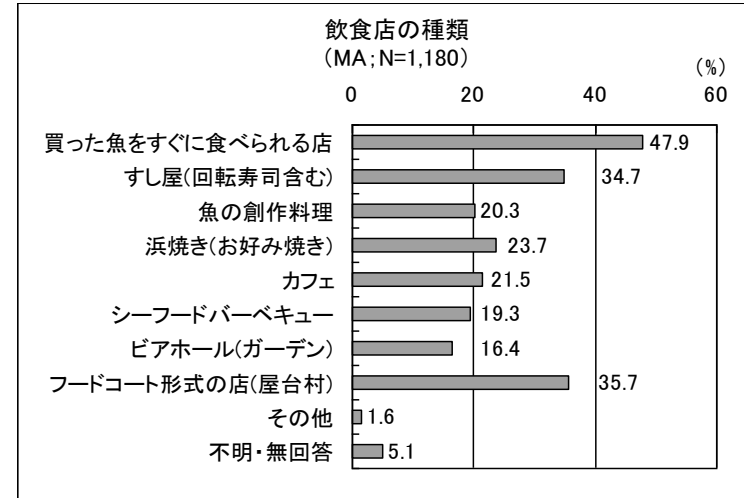
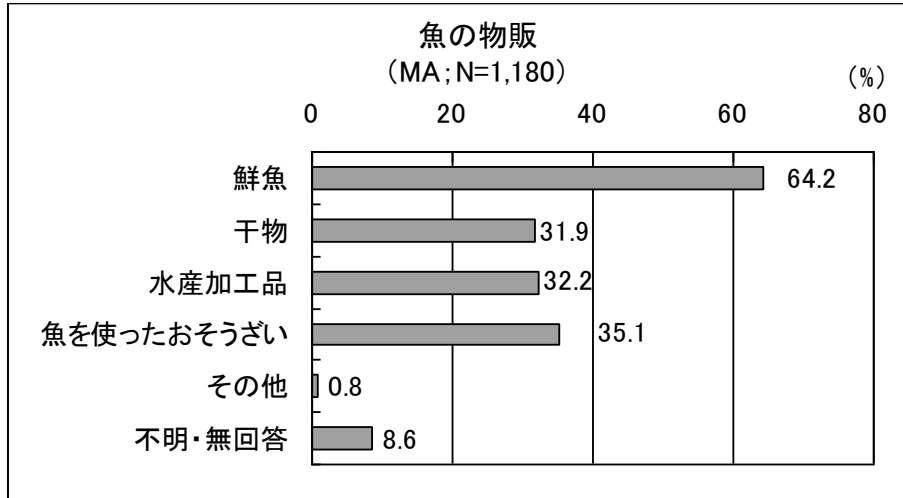


<その他の記述>

- ・音楽や芸術のイベントやコンサート
- ・水族館、遊園地などの施設
- ・駐車場の整備
- ・商店街の活性化
- ・いつでもゆっくりできる場所（ベンチなど）
- ・老若男女が気軽に行ける場所
- ・子ども達にも安全な遊び場
- ・夕日や海、港を生かした場所づくり
- ・魚市場の一般開放、活性化
- ・道の駅

問2 三津浜地区で「瀬戸内のおいしい魚が買えたり、食べられる場所づくり」を検討しています。

どんなものがあればよいですか。関心のあるものは何ですか。



10. 三津浜地区まちづくり協議会規則・施行細則

三津浜地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三津浜地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を元町2番15号に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、梅田町、神田町、住吉1丁目～2丁目、三津1丁目～3丁目、元町、須賀町、松江町、若葉町、三津ふ頭とする。

(理念と目的)

第3条 協議会は、地区の安心安全に努め、にぎわいの創出と生きがいのある暮らしの実現のため、住民主体のまちづくりを行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画に関すること。
- (2) 三津浜地区の住民又は団体の交流、連携・協力に関すること。
- (3) 情報の収集・発信に関すること。
- (4) まちの活性化に関すること。
- (5) 住民の教養、三津浜地区の伝統・文化に関すること。
- (6) 住民の安心・安全に関すること。
- (7) 環境整備・美化に関すること。
- (8) 保健・福祉の増進に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 三津浜地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 三津浜地区に活動拠点を有する各種団体・組織及び法人等（以下「各種団体等」という。）
- (3) 賛助会員 三津浜地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

（入会）

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の加入申込みがあったものとみなすことができる。

3 会長は、第1項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（退会等）

第7条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申出があったとき。

2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

第2章 役員等

（役員の種類）

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 部長 4人
- (6) 監事 2人
- (7) 理事 20人以内

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長、部長及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。

2 理事は、第6条第2項に定める個人会員のうち、所属している各種団体等から推薦のあった者（以下「団体会員の代表者」という。）の中から総会において選任する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(事務員)

第10条 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

(役員等の職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

5 部長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部の事業を役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 会計処理の監査

(2) 業務運営の執行状況の監査

(3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告

(4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求

7 理事は、住民の意向を踏まえ、協議会の運営及び活動について意見を述べる。

8 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の庶務を行う。

(役員等の報酬)

第12条 役員及び事務員の報酬は、細則で定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職に連続3期を超えて在任することはできない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

第3章 総会

(総会の種別)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 次に掲げる者は、代議員の資格を有する。
 - (1) 監事を除く役員。
 - (2) 団体会員の代表者で、役員以外の者。
 - (3) 個人会員（第6条第2項の規定により、個人会員とみなされる者を除く。）のうち、細則で定める人数の者。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員の選任に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員の過半数から請求があったとき。
- (3) 役員会から請求があったとき。
- (4) 第11条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号から第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、役員をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(理事会の審議事項)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本規約施行についての細則に関する事項
- (4) 役員会から提議された事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、役員 $\frac{2}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は、出席した役員 $\frac{5}{10}$ をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、その役員は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、理事を除く役員（以下、本章において、「役員会員」という。）をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会員の3分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第34条 役員会は、役員会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第35条 役員会の議事は、出席した役員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 部

(部)

第36条 協議会に次に掲げる部を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 情報収集と発信、地区住民・団体の交流に関する事業
- (2) まちおこし部 地区の活性化、地区住民の教養・文化に関する事業
- (3) 安心・安全部 地区の安心・安全に関する事業
- (4) 福祉部 地区住民の福祉・健康の増進に関する事業

2 各部は、部長が指名する部員をもって構成する。

3 各部長は、副部長を指名し、設置することができる。

第7章 事務局

(事務局)

第37条 協議会に事務局を設置し、次に定める業務を行う。

- (1) 協議会の運営・企画に関すること
- (2) 各部の総括・調整
- (3) 各種事務手続き及び庶務

第8章 会計

(経費)

第38条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第39条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入方法等については、細則で定める。

3 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

(会計年度)

第40条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第41条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

第9章 まちづくり計画・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

第42条 三津浜地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 まちづくり計画は、三津浜地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づきその案を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 協議会の事業報告及び決算は、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第45条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

第11章 雑則

(細則への委任)

第46条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の審議を経て細則で定める。

(情報公開)

第47条 協議会の経理及び総会の議事録等、文書の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる

場合は、この限りでない。

2 傍聴希望者は、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第48条 協議会は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

三津浜地区まちづくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三津浜地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 規約第6条に規定する入会申込書は、次の様式とする。

入会申込書	
三津浜地区まちづくり協議会会長 様	
三津浜地区まちづくり協議会規約第6条に基づき、同協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
住所（団体会員は、事務所または代表者の住所）	電話番号
申込団体名	構成人数 (町内会は世帯数)
代表者（個人会員は、申込者）の氏名	

(理事の選出)

第3条 規約第9条第2項に規定する理事のうち、町内会の代表者から選出する者は、次の表に掲げる区域ごとに1名ずつ選出するものとする。

区 域	町 内 会 名
1ブロック	北三穂町、北栄町、須先町
2ブロック	中三穂町、桜町、南三穂町、南栄町
3ブロック	新町、柳町、北桂町、船場町、東藤井町、南藤井町、西藤井町
4ブロック	住吉1・2・3・4丁目、松原町
5ブロック	通町1・2・3丁目、広町、心斉町
6ブロック	北久宝町、中久宝町、南久宝町、東久宝町、南桂町、苧屋町、北宮前町
7ブロック	梅田町1・2・3丁目
8ブロック	須賀町、南宮前町
9ブロック	若葉町
10ブロック	松江町

(役員等の報酬)

第4条 規約第12条に規定する役員等の報酬は無償とし、事務員の報酬は、月給10,000円とする。

(代議員数)

第5条 規約第15条に規定する代議員数は、次のとおりとする。

資 格	人 数 等
規約第15条第2項第1号	全員
規約第15条第2項第2号	1団体につき1名。
規約第15条第2項第3号	個人会員の人数が、20名に満たない場合は1名を、20名以上の場合は、10名につき1名を互選により選任。

(会費)

第6条 規約第39条に規定する会費は、それぞれ次のとおりとし、算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とする。

会員種別	対象の内訳	会 費 (年額)
個人会員	規約第6条第2項の規定により個人会員とみなされる者	免除
	上記以外	1,200円
団体会員	町内会	加入世帯数30以上 1町内会につき3,000円 加入世帯数30未満 1世帯につき100円
	上記以外	当面の間、免除とする。
賛助会員	全員	1,200円

2 会費は、毎年6月末日までに年額を支払うものとする。ただし、町内会を除き、年度途中で入会する場合は、会費の1/2分の1の金額に入会月を含む残余の月数を乗じた額を支払うものとする。

附 則

本細則は、平成22年4月1日から施行する。

